

意見書案第7号

生活保護利用者の熱中症に関する緊急対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月2日

羽曳野市議会

議長 樽井佳代子 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井喜世子

上藪弘治

笠原由美子

松井康夫

金銅宏親

生活保護利用者の熱中症に関する緊急対策を求める意見書

記録的な猛暑となった今夏、全国的にも多くの方が熱中症により救急搬送された。気象庁は「経験したことのないほどの暑さになっている地域がある。命に危険が及ぶレベルで、災害と認識している。」と述べている。

厚生労働省は6月27日、今年度から新たに生活保護利用を開始した世帯に、一定の条件を満たす場合にはエアコン購入費などの支給を認める通知を出した。

一方、2018年3月以前に生活保護を利用していたエアコンを所有しない世帯は、購入費が支給対象とはならず、このままでは、災害規模の猛暑の中で、命の危険を感じながら暮らさなければならない。これは「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法第25条を侵害する事態である。

よって政府及び国会は、国民の命と安全に責任を負うため、下記の緊急措置をとることを強く求める。

記

1. 6月27日の厚労省通知に該当する生活保護世帯に、その内容を周知徹底し、必要な対象世帯には可及的速やかにエアコンを設置すること。
2. 2018年3月までに生活保護の利用を開始した生活保護世帯に対しても、上記通知を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月2日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 各宛